

**朝日村上下水道事業運営審議会条例 (平成9年3月21日条例第2号)**

最終改正:

改正内容:平成9年3月21日条例第2号 [平成19年1月9日]

## ○朝日村上下水道事業運営審議会条例

平成9年3月21日条例第2号

## 朝日村上下水道事業運営審議会条例

(設置)

**第1条** 朝日村が管理する上下水道事業の健全な運営を図るため、朝日村上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

**第2条** 審議会は、村長の諮問に応じ、上下水道事業の運営について調査審議し、これに関し必要と認める事項について村長に意見を述べるものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員
- (2) 使用者
- (3) 知識経験を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が定める。

**附 則**

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。